

墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号），藤沢市墓地等の経営の許可等に関する条例及び藤沢市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則に基づく許可等の審査に当たり，藤沢市墓地等の経営の許可等に関する審査基準を制定したので告示する。

2012年（平成24年）4月1日

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市墓地等の経営の許可等に関する審査基準

第1 趣旨

この審査基準は，墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号），藤沢市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年藤沢市条例第35号。以下「条例」という。）及び藤沢市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年藤沢市規則第43号。以下「規則」という。）に基づく許可等の審査に当たり，必要な事項を定めるものとする。

第2 経営の主体

- 1 条例第3条ただし書に規定する市長が市民の宗教的感情に適合し，かつ，公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは，個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転，新設するときとする。
- 2 条例第3条第1号に規定する地方公共団体とは，地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体とする。
- 3 条例第3条第2号に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）とは，当該宗教法人がこの市の区域内に有する主たる事務所について，宗教法人法（昭和26年法律第126号）に基づく登記をした日の翌日から起算して，条例第5条

第1項に規定する標識を設置する日までの期間が3年以上経過し、かつ、当該期間中継続して同法第2条に規定する宗教活動を行っている法人とする。

第3 事前協議

- 1 条例第4条第1項に規定する墓地等経営計画に係る協議が終了したときは、市長は当該協議をした者に対し墓地等経営計画協議終了通知書を交付するものとする。なお、この墓地等経営計画協議終了通知書の有効期間は通知日から原則2年間とする。
- 2 条例第4条第1項に規定する墓地等経営計画に係る協議が終了したときから条例第9条第1項の規定により申請する予定の日までに、当該墓地等経営計画に変更があった場合は、速やかに、その旨を市長に報告することとする。
- 3 条例第4条第2項に規定する協議書が市長に提出された場合は、関係機関に当該協議書が提出された旨を情報提供するものとする。
- 4 規則第3条第2項に規定する協議書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第3条第2項第1号に規定する登記事項証明書は、協議書提出日の90日前までに交付されたものとし、建物の登記事項証明書は、墓地等の敷地の既設建物を使用する場合に添付することとする。
 - (2) 規則第3条第2項第2号に規定する墓地等の付近の見取図は、墓地等の境界線からの水平距離が200m（火葬場にあつては、500m）以内の見取図で、墓地等の周囲110m（火葬場にあつては、300m）の境界線を記入し、当該境界線内の建物の居住者並びに土地及び建物の所有者の住所及び氏名並びに同境界線内にある建物の居住者を構成員に含む地方自治法第260条の2第1項に規定する団体の名称及び代表者名を可能な限り明示したものとする。
 - (3) 規則第3条第2項第3号に規定する公図の写しは、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写しとする。
 - (4) 規則第3条第2項第4号に規定する土地利用計画図は、次のとおりとする。
 - ア 墓地 墓地の敷地の境界、墳墓を設ける区域、緑地、通路、駐車場、建物の位置及び面積（通路にあつては幅員、駐車場にあつては駐車ますの大きさ、

車路の幅員を含む)並びに駐車場、墳墓の区画及び区画数(駐車台数)が記載されたもの

イ 納骨堂及び火葬場 納骨堂及び火葬場の敷地の境界、緑地、通路、駐車場、建物の位置及び面積並びに駐車場の区画及び駐車台数が記載されたもの

- (5) 規則第3条第2項第6号に規定する既存の緑地の位置を明示した現況図及び求積図は、10,000平方メートル未満の墓地及び火葬場については省略できることとする。
- (6) 規則第3条第2項第7号に規定する植栽計画図とは、樹木の本数、種類、高さ、植栽位置、既存樹木等が記載されているものとする。
- (7) 規則第3条第2項第8号に規定する給排水計画図とは、給水設備並びに雨水及び汚水排水設備の位置、水の流れの方向等が記載されているものとする。
- (8) 規則第3条第2項第10号に規定する納骨装置の設計図とは、当該納骨装置の構造、形状及び寸法が記載されているものとする。
- (9) 規則第3条第2項第11号に規定する火葬炉の設計図とは、当該火葬炉の構造、ばい煙処理装置等が記載されているものとする。
- (10) 規則第3条第2項第12号に規定する墓地等の許可申請に係る理由を記載した書類は、当該墓地等の敷地面積及び墳墓の区画数等申請規模の必要性を説明したものとする。
- (11) 規則第3条第2項第14号アに規定する登記事項証明書は、協議書提出日の90日前までに交付されたものとする。
- (12) 規則第3条第2項第14号イに規定する宗教法人の規則の写し又は公益法人の定款の写しは、代表役員又は代表理事(理事長)の原本証明があるものとし、宗教法人の規則の写しにあつては、文部科学大臣又は神奈川県知事の認証印があるものの写しとする。
- (13) 規則第3条第2項第14号ウに規定する宗教活動の実績に係る書類とは、協議書提出日の属する年度から過去3年間の宗教活動の実績が記載されたものとする。
- (14) 規則第3条第2項第14号エに規定する議事録の写しは、会議の日時、場所、役員(理事)数、出席した役員(理事)の氏名、申請理由、墓地等の所在地、規模、資金計画、申請に至った経緯、議事結果が記載されているものであつて、

代表役員又は代表理事（理事長）の原本証明があるものとする。

- (5) 規則第3条第2項第14号オに規定する承認書の写しが協議時に提出できない場合には、包括する宗教法人による承認が予定されている旨が記載された証明書を提出することとし、承認後、速やかに当該承認書の写しを提出することとする。
- (6) 規則第3条第2項第14号カに規定する収支見込書は、墓地にあっては協議書提出日の属する年度から10年間、納骨堂及び火葬場にあっては協議書提出日の属する年度から5年間の収入（永代使用料、寄付金、管理料、借入金、振替金、墓石販売手数料等すべての収入）と支出（土地取得費、開発工事費、設計費、返済金（返済利子を含む。）、管理費等すべての支出）の状況が年度ごとに対比して記載されているものとする。
- (7) 規則第3条第2項第14号カに規定する資金計画書は、協議時における自己資金並びに墓地にあっては協議書提出日の属する年度から10年間、納骨堂及び火葬場にあっては協議書提出日の属する年度から5年間の墓地等経営に係るすべての収入及び支出が記載されているものとする。なお、墓地等の設置に要する費用（土地取得費、開発工事費、設計費等）については見積書等を添付することとする。
- (8) 規則第3条第2項第14号キに規定する資金計画書における自己資金等を証明できる書類とは、次に掲げる書類とする。
- ア 許可申請をする者名義の銀行等の残高証明書及び当該残高を確認できる協議書提出日の属する年度から過去3年間の預貯金残高の推移を記録した預貯金の通帳の写し（継続して自己資金を有していることを示すもの）
 - イ 寄付金に係る寄付申出書の写し
 - ウ 金融機関からの融資に係る融資証明書
 - エ 金銭の貸借に係る契約に基づいて作成した公正証書の写し
- (9) 規則第3条第2項第14号クに規定する負債額及びその明細等を記載した書類とは、当該負債額及びその種類、借入先、借入日、負債残高、返済期限、担保の有無等が記載されたものとし、負債の種類に応じて、負債残高証明書等を添付することとする。
- (10) 規則第3条第2項第14号ケに規定する財産目録及び収支計算書は、協議書

提出日の属する年度から過去3年間の財産目録及び収支計算書とし、宗教法人が作成している場合に添付することとする。

⑫) 規則第3条第2項第14号コに規定する使用契約約款その他これに類するものとは、墓地又は納骨堂の経営予定者と使用者との間の墓地又は納骨堂の使用に係る約款とし、宗教法人が宗教法人法第6条第1項に規定する公益事業として経営する墓地及び納骨堂並びに条例第3条第3号に規定する公益法人（以下「公益法人」という。）が経営する墓地及び納骨堂にあつては、次の内容が記載されているものとする。

ア 契約により使用権の設定が行われ、当該使用権を承継することができる墓地又は納骨堂

- ㊦ 契約の目的に関する事項
- ㊧ 使用権の内容に関する事項
- ㊨ 使用料に関する事項
- ㊩ 維持管理に係る経営者と使用者の責任に関する事項
- ㊪ 管理料に関する事項
- ㊫ 契約の更新に関する事項（当該使用権の存続期間が定められている場合に限る。）
- ㊬ 使用者の地位承継に関する事項
- ㊭ 契約の解除に関する事項
- ㊮ 契約の終了に関する事項

イ 契約により埋蔵及び管理の委託が行われる墓地又は納骨堂

- ㊦ 契約の目的に関する事項
- ㊧ 委託内容に関する事項
- ㊨ 委託管理料に関する事項
- ㊩ 契約の解除に関する事項
- ㊪ 契約の終了に関する事項

⑬) 規則第3条第2項第16号に規定する他の法令の規定による許可を確認できる書類又は申請状況を確認できる書類とは、当該法令の手続の状況が記載されたものとし、必要に応じて許可書又は申請書の写しを添付することとする。

⑭) 規則第3条第2項第17号に規定するその他市長が必要と認める書類とは、

墓地等の敷地が傾斜地の場合における土地の断面図等とする。

第4 標識の設置等

規則第4条第2項に規定する場所に標識を設置することが困難である場合は、市長と協議を行い、計画敷地の外部から見やすい場所に設置することとする。

第5 説明会の開催等

1 条例第6条第1項に規定する説明会で説明する事項は、次のとおりとする。なお、宗教法人及び公益法人にあっては、当該法人の役員が説明会に出席するものとする。

- (1) 墓地等の経営予定者
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の施設等の概要
- (4) 墓地等の維持管理の方法
- (5) 工事着手及び完了予定年月日
- (6) 工事の方法及び安全対策の概要
- (7) 墓参等で墓地等の周辺道路の混雑が予想される場合の交通渋滞対策
- (8) その他の公益事業の有無及びある場合はその内容
- (9) 条例第7条第1項に規定する意見の申出の期限及びその方法
- (10) その他市長が必要と認める事項

2 条例第6条第1項及び規則第5条第1項第1号に規定する建物とは、次のとおりとする。

- (1) 日常的に住居、事務所、店舗等として使用している一戸建て、アパート、マンション、雑居ビル等とし、単に物品等の保管を目的とする倉庫等は該当しない。
- (2) 一戸建てにあっては、その敷地を当該建物の範囲に含めるが、アパート、マンション、雑居ビル等についてはその敷地は含めない。

3 規則第5条第1項第1号に規定する建物の管理責任者とは、学校、病院、福祉施設等の建物の施設長などとする。

4 規則第5条第1項第1号に規定する墓地等の境界線は、条例第11条第2号又

は条例第12条第4号ただし書に規定する当該墓地又は納骨堂に近接した場所に設けた管理施設等墓地又は納骨堂を利用する者に便益を供するための施設（以下「近接便益施設」という。）の境界線は含まないものとする。

- 5 規則第5条第3項に規定する近隣住民等への周知方法は、原則、書留郵便等配達を確認できる方法又は訪問（投函）により行うこととする。
- 6 条例第6条第1項及び規則第5条第4項に規定する説明会は2回以上（墓地等の敷地面積が3,000平方メートル以上である場合は3回以上）開催し、日曜日又は土曜日に1回以上開催するものとする。
- 7 条例第6条第1項に規定する説明会に欠席した近隣住民等に対しては、説明会で用いた資料及び説明会での質疑応答の内容を別途周知するものであること。

第6 近隣住民等との協議

- 1 条例第7条第1項に規定する協議申出期限までに近隣住民等から意見の申出がなかった場合は、速やかに、その旨を市長に報告することとする。
- 2 条例第7条第2項に規定する市長に報告した内容について、市長の意見がある場合は、当該報告があった日の翌日から起算して14日以内に、経営許可を受けようとする者に対し書面で通知するものとする。なお、経営許可を受けようとする者が当該意見を反映できない場合は、その理由を記載した書面を市長に提出することとする。

第7 手続の省略

条例第8条に規定する市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) 個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転、新設するとき
- (2) 既に経営許可を受けている墓地等の経営の主体のみが変わるとき
- (3) 墓地内に納骨堂を設置するとき
- (4) 宗教法人法第3条に規定する境内地（以下「境内地」という。）内で、既に経営許可を受けている墓地を拡張するとき

第8 経営許可

- 1 規則第7条第2項に規定する書類は、第3の4の規定に準じた書類であること。
- 2 規則第7条第2項ただし書に規定する省略することができる書類とは、規則第3条第2項に規定する添付書類のうち、申請時に権利内容の変更等が生じていないもので、市長が認めた書類とする。
- 3 条例第9条第1項の規定による申請後、市長の審査中に当該墓地等経営計画に変更があった場合は、速やかに、その旨を市長に報告することとする。
- 4 条例第9条第2項に規定する経営許可に当たり、市長は次に掲げる事項について、関係機関に意見を求めるものとする。
 - (1) この市の区域内の墓地の需給状況
 - (2) 当該墓地等の設置に伴う近隣交通への影響
 - (3) 当該墓地等の敷地における具体的な都市計画の有無
 - (4) 他の法令の規定による許可等が必要となる場合は、必要に応じて当該申請に係る他の法令との関係事項
- 5 条例第9条第3項に規定する条件とは、次の例示を参考に必要な範囲内で付すこととする。
 - (1) 監査法人による会計監査を受けること。
 - (2) 墓地には焼骨を埋蔵すること。
 - (3) 当該墓地計画に係る工事完了後、地目変更及び地積更正を行うこと。

第9 設置場所の基準

- 1 条例第10条第1号に規定する抵当権の設定等とは、抵当権及び根抵当権の設定、又は差押など墓地等の使用が制限される可能性のある権利が設定されていることをいう。
- 2 条例第10条第2号に規定する墓地等の境界線は、近接便益施設の境界線は含まないものとする。
- 3 条例第10条第2号ただし書に規定する市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは、次のとおりとする。
 - (1) 墓地等の敷地内において、当該墓地等の施設の一部を変更する場合
 - (2) 墓地等が設置された日以後に、条例第10条第2号に規定する人家、学校等の施設が設置された場合

- (3) 墓地等の許可申請をしようとする宗教法人が母体となって、規則第8条第1号に規定する施設が設置されている場合
 - (4) 宗教法人が墓地又は納骨堂を当該宗教法人の境内地内に新設又は拡張する場合
- 4 条例第10条第3号に規定する飲用水を汚染するおそれのない土地とは、埋葬を行う墓地の境界線と飲用井戸との水平距離が110メートル以上あり、飲用水を汚染するおそれのない土地とする。

第10 墓地の構造設備基準

- 1 条例第11条ただし書に規定する市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは、次のとおりとする。
- (1) 個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転、新設するとき
 - (2) 既に経営の許可を受けている墓地の経営の主体のみが変わるとき
 - (3) 境内地内で、既に経営の許可を受けている墓地を拡張又は縮小するとき
- 2 条例第11条第2号ただし書に規定する市長が適当と認めるときとは、当該施設を墓地の敷地内に確保することができない場合であって、墓地利用者の便益に多大な支障を来さず、かつ、管理が十分行き届く範囲（実距離にして概ね400メートル）に確保できるときとする。なお、当該施設についても条例第10条第1号に規定する設置場所の基準に適合していること。
- 3 規則第9条第1項第4号に規定する構造の駐車場とは平面駐車場等自走式駐車場とする。
- 4 条例第11条第4号に規定する緑地について、芝墓地等墳墓を設ける区域の芝地及び近接便益施設の敷地の緑地面積は、その算定の対象としない。
- 5 条例第11条第5号ただし書に規定する市長が適当と認める場合とは、次のとおりとする。
- (1) 墓地の出入口等であって、規則で定める方法により区分することが困難である場合
 - (2) 墓地の隣接地が当該墓地を經營する者の境内地である場合
 - (3) 墓地の境界の土地の形状により、当該境界から墳墓が見えないことが明らか

である場合

第11 納骨堂の構造設備基準

1 条例第12条第4号ただし書に規定する市長が適当と認めるときとは、次のとおりとする。なお、当該施設についても条例第10条第1号に規定する設置場所の基準に適合していること。

(1) 駐車場を納骨堂の敷地内に確保することができない場合であって、納骨堂利用者の便益に多大な支障を来さず、かつ、管理が十分行き届く範囲（実距離にして概ね400メートル）に確保できるとき

(2) 墓地内に納骨堂を設置する場合であって、納骨堂利用者の便益に支障を来さず、かつ、管理が十分行き届く範囲（実距離にして概ね400メートル）に、当該墓地を利用する者に便益を供するための施設（駐車場を除く）が利用できるとき

2 条例第12条第5号ただし書に規定する市長が適当と認める場合とは、次のとおりとする。

(1) 納骨堂の出入口等であって、規則で定める方法により区分することが困難である場合

(2) 納骨堂の隣接地が墓地又は当該墓地を経営する者の境内地である場合

第12 火葬場の構造設備基準

条例第13条第8号ただし書に規定する市長が適当と認める場合とは、火葬場の出入口等であって、規則で定める方法により区分することが困難である場合とする。

第13 管理者の遵守事項

条例第14条第2号に規定する墓石等とは、墳墓の囲い、樹木等墓地内のあらゆる構造物をいう。

第14 変更許可

1 条例第15条及び第16条に規定する墓地等の変更許可の審査に当たっては、第8の経営許可に係る審査基準に準じて審査するものとする。

- 2 条例第15条第1項の規定により墓地の区画数を変更する場合における条例第11条第3号に規定する墓地内の通路の有効幅員は、当該区画数を変更する部分の通路について適用することとする。
- 3 規則第12条第2項第4号に規定するその他市長が必要と認める書類とは、拡張する墓地等の敷地が傾斜地の場合における土地の断面図、墓地の縮小により墳墓を設ける区域でなくなる場合における改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類等とする。

第15 申請事項変更届

条例第17条に規定する申請事項変更届の審査に当たっては、第8の経営許可に係る審査基準に準じて審査するものとする。

第16 廃止許可

- 1 条例第18条に規定する墓地等の廃止許可の審査に当たっては、第8の経営許可に係る審査基準に準じて審査するものとする。
- 2 規則第14条第2項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類とは、個人又は共同の墓地の廃止許可を受けようとする者が祭祀承継者である場合における当該祭祀承継者であることを証明する書類（申出書、祭祀承継図及び戸籍謄本等）とする。

第17 都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出

条例第19条に規定する都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出の審査に当たっては、第8の経営許可に係る審査基準に準じて審査するものとする。

第18 工事完了の届出等

- 1 条例第20条第3項に規定する許可に係る墓地等を使用してはならないとは、墓地等の使用权の販売等に係る一切の行為を含む。
- 2 条例第20条第3項に規定する許可に係る墓地等の使用について、墓地等の工事が長期となり、次の措置が講じられる場合であって市長が適当と認めるときは、墓地等の経営者は墓地等を一定のまとまりのある範囲ごとに分割して使用を開始

して支障ないものとする。

- (1) 条例第20条第1項に規定する届出を当該範囲ごとに行い、同条第2項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける場合
- (2) 許可に係るすべての工事が完了したときは、第18の2(1)に規定する当該範囲ごとに交付された工事完了検査済証を返却し、あらたに条例第20条第1項に規定する届出を行い、当該工事完了検査済証の交付を受ける場合

第19 書類の提出部数等

- 1 規則第3条第1項、第4条第5項、第5条第5項、第6条第2項、第7条第1項及び第12条第1項に規定する書類の提出部数は、正副2部とする。
- 2 市長は第19の1に規定する書類が提出された場合は、当該書類を整備し、1部を必要と認める期間、一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この審査基準は、平成24年4月1日から施行する。